

2019年9月吉日

お客さま各位

新潟県信用組合

普通預金規定等改定のお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合は、10月1日より営業店窓口での印鑑照合の全店システム化実施に伴い、普通預金規定等を一部改定いたします。

規定改定後は、従来お客さまのご希望により通帳表紙裏面に貼付しておりました副印鑑票を廃止させていただくとともに、取引店以外の当組合本支店窓口での普通預金等のお支払い取引を可能とさせていただきます。

なお、このお取扱いは、既にお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 対象となる預金規定等

規定名	改定箇所
普通預金規定	第1条（取扱店の範囲）
決済用（無利息型）普通預金規定	
貯蓄預金規定	

2. 規定適用開始時期

2019年10月1日（火）

3. 改定内容

改定後	改定前
第1条（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。	第1条（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で通帳所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものに限ります。</u>

※ 下線部分を改定いたします。

以 上